

「練馬区 子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査にご協力ください

(就学前児童家庭用)

日頃より練馬区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、国では「子ども・子育て支援新制度」の平成 27 年度導入が予定されています。新制度は、「保育所待機児童の早期解消」や「地域での子育て支援の充実」など、就学前児童家庭へのサービス充実を主な目的としており、区市町村が実施することになっております。

そこで、区では子育て中の区民の皆様アンケートを行い、その結果に基づいて必要な事業量を算出し、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」としてとりまとめる予定です。

子育て中のお忙しい皆様に、大変設問が多いアンケートをお願いすることは誠に恐縮ではありますが、区では皆様の率直なご希望やご意向を把握し、その結果に基づいて、保育所の整備などを始めとした子育て支援施策に着実に取り組んでまいりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

調査票については、住民基本台帳の中から、3,000 人を無作為に選ばせていただきました。お答えいただいた内容については、すべて統計的に処理し、個々の回答やプライバシーに関わる内容が公表されたり、他の目的に利用されることは一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、練馬区の子育て支援事業の利用状況と利用希望を把握するために不可欠の調査となりますので、この調査の趣旨をご理解いただき、調査票にご記入の上、同封の返送用封筒にて●月●日(●)までにご投函ください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成 25 年 10 月

練馬区

【ご記入にあたってのお願い】

- この調査票では、あて名の保護者の方を「あなた」とします。ご本人がお答えください。
- 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。その他回答については、() 内に内容を具体的に記入してください。
- 時刻の欄は、24 時間制(例:「午後 4 時」は「16 時」)でご記入ください。
- 特にことわりのない限り、すべての質問にお答えください。該当者だけにお答えいただく質問もありますが、その場合は、質問の説明に従ってお答えください。
- この調査は無記名であり、皆様の回答はすべて統計的に処理し、本調査の目的以外には決して使用いたしませんので、思いのままをお答えいただきますようお願い申し上げます。
- アンケートに関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

練馬区 こども家庭部 子育て支援課 子育て支援計画担当係
 電話 : 03-5984-1306
 FAX : 03-5984-1220

新たな子ども・子育て支援の制度（子ども・子育て支援新制度）が目指すもの

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持ってはぐくまれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。
- このような支援を実現するため、区市町村は、地域の実情に応じて質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、子ども・子育て支援事業の利用状況と潜在的なものを含めた利用希望を把握したうえで、そのニーズに基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を作成します。区市町村は、この計画をもとに、質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

用語の定義

- 幼稚園** : 学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- 保育所（園）** : 児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- 認定こども園** : 幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- 子育て** : 教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- 教育** : 問12までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問13以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています